

Harmony通信

vol.189

2020.11

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

紅葉 photo by 花鳥様

企業における感染症対策の実態は？ ～東京商工会議所調査より

企業活動に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症

今年の頭から全世界にパニックを引き起こした新型コロナウイルスですが、多くの企業の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。東京商工会議所が会員企業1,477社（回答数582社、回答率39.4%）を対象に実施した調査でも、76.1%が新型コロナウイルス感染症拡大は事業継続への影響を与えたと回答しています。大なり小なり、何ら影響を受けていないという企業は少ないのではないのでしょうか。

◆感染症BCP

～必要性は認識しながらも策定困難な企業が多い

本調査では感染症の対応を含むBCP（事業継続計画）の有無についても聞いており、「有る」と回答した企業は17.8%、「策定中」「今後、策定予定」と回答した企業は合わせて36.1%だったそうです。一方、「必要だと思うが、予定はない」と回答した企業は42.4%となっています。感染症BCP策定上の課題として、「ノウハウやスキルがない（66%）」「人員が割けない（49.5%）」との回答も多く、BCP策定の必要性は感じながらも、なかなか実施できないという企業の実情が読み取れます。

◆感染拡大防止のために実施した対策と購入資材

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて実施した対策として、「手洗い・うがい・マスク着用の励行（96.6%）」「アルコール消毒液等の設置（94.5%）」はほとんどの企業が実施しており、「飛沫感染防止資材の購入（74.6%）」「定期的な従業員の体調確認（68%）」が続いています。感染防止のために社内で購入した資材としては、「手指用消毒液（90.5%）」と「マスク（86.9%）」が上位になっている一方、「設備用消毒液（46.6%）」「間仕切り（アクリル板等）（40.7%）」などは半数以下となっています。

◆企業に求められる対策

本調査は東京23区の会員企業の現況を示したのですが、対策が十分といえる企業はまだ少なく、付け焼刃的に対応している企業が多いようです。感染症に限らず、最近では自然災害等による影響も目立つところです。今後は、地域ごとの特徴を踏まえ、自社の課題を整理したうえで、わかりやすい対策マニュアルの策定が求められていくことでしょう。

編集後記

クマ出没情報が全国的に相次いでいます。今年は過去5年で最多の情報数とのことです。山だけではなく、人里、住宅地でも目撃され、特にご自宅や近隣に畑、家庭菜園などがある方は注意が必要かと思えます。柿の木に登って柿を食べていたという目撃情報があり、実の収穫を早めに済ませるよう地元紙にも記事が出ていました。クマのエサとなるブナの実（どんぐり）が、今年は宮城、山形で大凶作らしいので、クマとしてもやむを得ず山を下りる決断をしたのかと思うと何とも可哀想ですね。しかし、私達人間は、知恵を出し合って被害を避け、身の安全を確保しなければいけません。宮城県県のサイトに令和2年度クマ目撃等情報ページがあります。対策その他、役立つ情報が記載されています。「宮城県クマ」で検索できますので、よろしければ、ご一読ください。withコロナもwithクマもなかなか一筋縄ではいきませんね。

TOPICS

コロナ禍で増える自転車通勤……

企業に義務付けられる対応を改めて確認しておきましょう

◆コロナ禍で自転車通勤が増えている

コロナ禍の影響で、電車などの公共交通機関の利用を避ける観点から、自転車通勤が増えています。政府も、「環境問題や災害対応から推進する」と後押しする構えです。

従来、自転車通勤は、事故等への懸念から禁止する企業も多くありました。実際、2019年の統計によると、全国で発生している自転車関連事故数は年間8万件以上。一日平均200件以上の事故が起きている計算です。自転車通勤の要請が高まっている現状と、事故の多さを踏まえて、企業としては、改めて自転車通勤について検討し、対策を講じる必要があります。

◆条例への目配りも必要

自転車に関わる事故が多発していることを背景に、2020年4月、東京都は条例で、都民に自転車保険への加入を義務付けました。こうした動きは都に限ったものではなく、条例による保険の加入義務化は2015年10月に兵庫県で初めて導入されて以降広がっており、現在、15都府県・8政令都市が同趣旨の義務付けを行っています。加えて、11道県・2政令都市が努力義務としています。

これらの条例では、自転車利用者に損害保険への加入を義務付けるだけでなく、事業者の責務として、自転車の業務使用時の損害保険への加入、従業員安全教育などを定めています。また、たとえば東京都では、事業者に対し、自転車通勤をする従業員に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供も努力義務化されるなど、自転車利用を許可するに際しては条例への目配りも欠かすことができません。これらの内容を盛り込んだ自転車通勤規程を定めるなどして、管理を行うことが望まれます。

◆保険加入の確認時の注意点◆

なお、自転車事故に適用可能な保険として、個人賠償責任保険があり、自動車保険・火災保険・傷害保険などに特約として付帯することができますが、これは日常生活に起因する事故が対象であり、業務中の事故には適用がないことに注意が必要です。業務使用時の事故による賠償責任をカバーするには、企業賠償責任保険（施設賠償責任保険）や自転車の車体に付帯したTSマーク付帯保険に加入する必要がありますので、この点も確認しておきましょう。

Harmony通信 2020.11

#発行：2020年11月10日

#編集・構成：合同会社Melody

Harmony 司法書士行政書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

